

○ 総務省告示第二十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

